

婦人関係業務資料№29

勤労者家庭消費生活向上運動のしおり

昭和41年度のテーマ

老後および不時の際にそなえて生活を設計する

労働省婦人少年局

1
京都婦人少年室

目 次

I 勤労者家庭消費生活向上運動について

- 1. 趣 旨 1
- 2. 運動のねらい 2

II 本年度のテーマと運動の重点

- 1. テーマ 3
- 2. テーマについての勤労者家庭の特質と問題 3
- 3. 運動の重点 5

付 勤労者家庭消費生活向上運動推進要綱

- テーマに関する参考資料 9

I 勤労者家庭消費生活向上運動について

1. 趣 旨

勤労者家庭の福祉を増進することは、近代社会発展のうえから、重要な課題となるものです。労働省では労働福祉の一環として、従来からこの問題を取り上げてきましたが、労働者が人間として、物心ともにうれいのない生活をし、その生産生活において、能力を十分に発揮するためには、家庭生活が円滑にはこばれ家族の生活が安定していることが必要です。

そのためには、まず、家族の心身の安定、労働力の再生産、次代の育成、文化的活動の遂行等の機能が、家庭において円滑に行なわれることが必要であり、このような機能を十分に発揮することができるように家庭の消費生活がととのえられ、生活内容が実質的にたかめられていくことがのぞまれます。

以上のことは、ひとり勤労者家庭個々の幸福、発展に関するのみでなく、産業の安定はもとより、日本経済発展のうえからも重要な意義をもつことはいふまでもありません。

なおまた、勤労者世帯数が、総世帯数の6割を占め、さらに増加の傾向にある今日の日本社会においては勤労者の家庭生活の向上は、広く社会の安定向上にも、大きな意義をもつといえましょう。

そこで、勤労者家庭の特質に即して、その生活の内容をみだし、たかめるためには、国の政策においても、各種の方策が、一層進められなければなりません。一方、勤労者家庭自体においても、この近代社会の進歩、変化に応じて、生活を向上発展させていくために、その消費生活の選び方についても、家庭の機能を十分果すような、新しい秩序をそだて、健全な生活の基盤を、自ら築く努力をしていくことが期待されます。

ここにおいて、勤労者家庭の生活内容を実質的にたかめ、健全な生活の基盤を築くよう消費生活のあり方を研究し、実践することを目的として、勤労者家庭消費生活向上運動を実施します。

2. 運動のわらい

「均こうのとれた消費生活の実現」

ここにいう、「均こうのとれた消費生活」とは、所得が合理的に配分されている状態、すなわち、家庭生活の機能が、十分果されているような消費生活の状態を意味しています。

家庭生活における、所得の配分については、家庭経済関係の資料によつて、現下の消費生活の、一つの標準的な傾向をみることができます。しかし、家庭における、均こうのとれた消費生活とは、家庭の機能が十分に満たされているような状態でなければならないので、本来的に、さわめて個別的なものといえましょう。

それは、それぞれの家庭を構成している家族の状況、所得、家族数、年令、性別、性格、職業、就学状況、肉体条件等——や、好み、居住地域の経済的、社会的、文化的条件をも含めて、それに応じてあくまでも、個別的、自主的に営まれていくものです。そしてその運び方については、家庭生活運営の中心となる主婦の力にまつことが大きいといえましょう。

そこで、均こうのとれた消費生活をすすめるために、どの家庭にも共通して、よりどころとなる消費生活の運び方についての、考え方、態度としては、家庭生活の広い消費の分野からみて、主婦が家族の幸福に必要なものを検討し、選択して、順位をきめ、均こうを保つように、その消費構造を秩序をもつて組み立てていくことといえましょう。

すなわち、ここにいう「均こう」とは、画一的、標準的な状態を指すものでなく、家族の生活の安定と幸福の上からみて、その家庭の機能が十分果されている、独自の消費構造の状態を指しているもので、そこに主婦の英知と創意にみちた消費生活の運び方が期待されます。

この運動では家庭の諸機能の中から次の5つの重要なものを取り出し、その各々を年間の運動目標として、5年間の各年に1つずつ取り上げ、5年間をもつて消費生活の各面をととのえることを期待するものです。

1年度 健康の増進

2年度 子どもの教育の充実

3年度 文化、教養の充足

4年度 家族の情緒的安定

5年度 老後及び不時の際へのそなえ

本年はその5年度にあたります。

Ⅱ 本年度のテーマと運動の重点

1. テーマ

「老後および不時の際にそなえて生活を設計する」

5カ年計画による勤労者家庭消費生活向上運動において、これまで4年間は日常生活において家庭の機能を十分に発揮するということに主眼を置いて、年次テーマをたててきましたが、「均衡のとれた消費生活」にさらに加えて求められるものは、老後、不時の際など、将来に予想される生活上の変化や起状にたいしてそなえをもつことでありましょう。5カ年計画の最終年にあたつて、今年はこのような観点からテーマを設けました。

ここにいう「老後」とは、勤労者が高年令の理由によつて、通常の雇用労働から退職した後の生活をさします。また「不時の際」とは、勤労者をはじめその家族の失業、疾病、事故、死亡、出産、不時の出費等の出来事によつて、家庭の経済や日常生活の正常な運営が甚だしく阻害されるような状況を意味します。

このような生活上の変化や起状によつて起りうる経済的挫折や家庭機能の低下を最少限にとどめ、いつの時期にも、できるだけ、充実、安定した家庭生活が確保されるよう、長期的な視野にたつて生活を設計することをこのテーマのねらいとします。

2. テーマについての勤労者家庭の特質と問題

平均寿命がいちじるしく延長し、高年人口の比重がたかまりつつある今日、老後生活の安定、高年労働力の活用は国民的関心事となつています。また不時の際にそなえることは、すべての家庭にとつて必要なことですが、勤労者家庭は次のような特質と問題をもつところから、老後の生活や不時の際については、とくに

重大な関心と考慮がはられる必要があります。

老後について

勤労者家族は、農業、商工業等の自営業家族と異り、生産手段としての家業をもたず、親子、夫婦が生産活動に協働したり、親から子へ家業を引きつぐということがありません。したがって勤労者家庭においては、親子が自然な形で家計をともにすることも少なく、成人した子供は職業について独立し、職場につれて移動し、親とは別箇の生活単位となるのがふつうです。そのため勤労者家庭は、いわゆる近代的核家族の形態をとることが多くなりますが、このような家族形態の近代化は、老後の生活についてみれば、従来の伝統的な家族共同体の中にある老人の問題とは異なる新しい老後問題を生み出しています。すなわち、勤労者の老後生活においては、生計の不安定、日常生活の不自由、孤独等の問題が起りがちです。しかもわが国においては、核家族化の現象が短期間に急速に進んだため、一方はまだ古い考え方や生活の仕方が残っていて、新しい事態にそくして老後問題に対処することに立ちおくれるといったような傾向もみられます。

つぎに勤労者家庭においては、勤労者の職業活動、そこから得る経常収入、職業を中心とする社会関係、人間関係等は定年退職をむかえて一時に停止され、生活全般にわたる大きな転換を余儀なくされるという特色をもっています。その上、現在のところ、わが国における定年慣行は55才位だと低いのが一般的であつて、年金年令との間にギャップもあるなどの事情も加わり、退職後の生活のあり方や生計の手段についての設計はきわめて重大な課題となつています。

勤労者家庭は子供につがせるべき生活手段をもたず、家庭内で生産的技術を習得させることも不可能であるために、子供になるべく高度の教育を受けさせ、就業独立せしめようという強い要請をもっています。したがって本来は、勤労者が定年退職をするまでに子供の教育をおえ、なお自分の老後をかえりみるだけの余裕のあることがのぞまれますが、現在のところ、子供の教育費負担は、定年期の勤労者の家計にも重い比重をしめ、勤労者の老後の福祉の上からも、次代の教育の上からも気づかれる状況にあります。

また老後を健かにすごすためには、十分の医療サービスがのぞまれますが、勤労者は体力も経済力も衰える退職後にこれまでの被用者健康保険被保険者の資格を失うことになり、家庭では小家族の手不足から看護に欠ける傾向があることとあわせて、保健問題は老後生活の問題点のひとつとなつていくことが指摘されています。

さらに老後の福祉にとつて、安住できる住居は重要な要件のひとつですが、勤労者家庭は、家業とむすびつく家屋をもたない、職場の関係で移動が多い、住居建設の資力に乏しいなどの理由から、他の階層に比べて持家をもつものは少なく、その上地価、建築費の高騰は都市勤労者の自力による住居建設をますます困難にしています。社宅、借家に居住する勤労者にとつては、退職とともに退去、家賃の家計圧迫が憂慮されるなど、住宅問題が今日の勤労者家庭にとつて重大な問題になつていることは、すでに注目されているところです。

不時の際について

勤労者家庭の収入は、定期的であり、その額は一定しているという特徴をもっています。このことは勤労者家庭が計画的な予算生活を行なうことを容易にする反面、家計が弾力性をもたないため、不時の出費に適応できにくいという欠陥をもたらします。その上勤労者家庭にあつては、世帯主一人の勤労収入に生計を依存する割合が非常に高く、その勤務を他の家族が代替、援助することが不可能であるために、世帯主の収入が何等かの理由で途絶、減少する場合には、家族全体の経済生活が挫折するおそれがあります。このような勤労者家庭の特質にたいして、失業保険、健康保険、労災保険、障害年金、遺族年金等の制度が設けられていますが、勤労者家庭においても長期的な予算生活を行ない、不時の際へのそなえをおりこんでいくなど緊急時への対策をもつことがとくに必要と考えられます。

また家族——とくに主婦が疾病、出産などで働けなくなつた場合など近代的小家族の常として、勤労者家庭は手不足におちいりやすく、夫が一日の大半を外で勤務するという事情も加わつて、日常の家事、乳幼児の世話、病人の看護等にとにかく例が少なくありません。このような状況は家族員の健康や情緒的安定の障害となるばかりか、勤労者の出勤率や労働能力にも大きく影響するものといえますよう。

5. 運動の重点

以上のような勤労者家庭の特質と問題に対処して、老後と、不時の際への不安を除き、勤労者家庭の生活安定をはかるためには、公的な対策が一層進められることが必要ですが、勤労者家庭においても、老後や不時の際にそなえて、長期的な視野にたつて生活を設計することが必要であり、また、事業所、労働組合、関係機関、団体等においても、社会のうどきにそくして積極的に職場、社会の環境、慣行等を検討することがのぞまれます。

この運動では、次の点を重点として、勤労者家庭および関係各方面の参加協力を期待します。

勤労者家庭に期待すること

- 勤労者家庭の老後や不時の際の問題について理解を深める。
- 長期的な生活目標をたてる。
—例えば仕事、技術、趣味、勉強、社会活動などについて—
- 生活周期にあわせた生活計画をもつ。
—例えば、子供の教育、住宅、老後の家族関係などについて—
- 長期的な予算生活をする。
- 緊急時のための対策を考えておく。
—例えば夫の失業、主婦の病気などにたいして—
- 老後や不時の際の生活を援助する各種の制度について知的生活設計にとり入れる。
また、各種制度の問題点について研究し、その改善、充実に働きかける。
—例えば各種の社会保険、年金制度、金融制度、住宅援助制度、奨学制度、ホーム・ヘルプ制度など。
- 家族、近隣、グループ、団体などで、老後や、不時の際の問題について話しあい、協力して計画や活動をすすめる。

事業所、労働組合、家族組合、関係機関、団体等に期待すること

- 勤労者家庭の老後や不時の際の問題について理解を深める。
- 企業の定年制、退職金、年金制度、高年労働力活用対策、住宅対策等について検討する。
老後や不時の際の生活を援助する各種の公的な制度について研究し、その活用をはかり、あるいはその改善、充実に協力する。
—例えば各種の社会保険、年金制度、金融制度、住宅援助の制度、奨学制度、ホーム・ヘルプ制度等—
- 老後や不時の際についての勤労者家庭の生活設計を援助する。
例えば、相談活動、社内報や機関紙等による啓発活動、研究会、講演会、調査、見学など

勤労者家庭消費生活向上運動推進要綱

1. 趣 旨

勤労者家庭における生活水準の質的向上のためには、その消費生活の内容が世帯成員の心身の安定・労働力の再生産・次代の育成・文化的活動の遂行等の諸機能を十分に発揮しうるような、均衡のとれた状態となることが必要である。

そのためには、経済的・社会的各種の施策が進められなければならないが、同時に、勤労者家庭自体の、生活向上のための自主的な活動と、関係各方面の、そのための援助活動が積極的に進められることが望まれる。

ここにおいて、勤労者家庭の消費生活向上のための広範な活動を促進し、その福祉を増進することを目的として、長期的な運動を実施する。

2. 運動推進の方法

- ① 5ヶ年の期間をもつて運動を行ない、その各年ごとに年次テーマを設け、それに沿って運動を進める。
- ② 事業主・労働者・労働者家族等の組織をはじめ関係機関・団体等と呼びかけ、その協力を得て、中央及び地方各県に「勤労者家庭消費生活向上会議」を設け、運動推進の母体とする。

3. 運動のねらい

「均衡のとれた消費生活の実現」

4. 運動の年次テーマ

- 初年度「健康の増進のために 消費生活をととのえる」
- 2年度「子どもの教育の充実のために 消費生活をととのえる」
- 3年度「文化、教養の充足のために 消費生活をととのえる」
- 4年度「家族の情緒的安定のために 消費生活をととのえる」
- 5年度「老後および不時の際にそなえて 生活を設計する」

5. 運動の期間

昭和37年10月より、昭和42年9月にいたる5年間とする。
各年度は、10月に始まり、翌年9月に終わるものとする。

6. 主催機関 労働省

7. 協力、参加を求める対象

- 事業主、労働者、労働者家庭の主婦
- 事業主団体、労働組合、労働者家族の団体
- 消費者団体、その他関係団体
- 関係官公庁

8. 実施事項

労働省の行なうこと

- ① 勤労者家庭消費生活向上会議の開催
- ② 調査の実施（婦人少年室を通じて行なう）
- ③ 特別啓発活動の実施（毎年10月、労働者家族福祉運動期間中に行なう）
 - 勤労者家庭消費生活向上に関する啓発、広報活動
 - 消費生活向上運動参加者の実績発表会
 - その他
- ④ 労働者家庭生活技術指導モデル地区における生活技術指導援助
- ⑤ 資料の作成、配布

事業主・労働者・労働者家族等の組織ならびに関係機関・団体等の自主的な活動を促すもの。

- ① 勤労者家庭の消費生活に関する実情の調査・研究・懇談等
- ② 勤労者家庭の主婦の生活技術をたかめるための指導・援助

9. 資料

- ① パンフレット
- ② 年次テーマに関する調査資料
- ③ 「婦人と年少者」9号

テーマに関する参考資料

I. 労働者世帯の動向

第1次産業就業者の減少と、第2次第3次産業就業者の増加、および就業者の中に占める雇用者の比率の上昇等にみられる近年の就業構造の近代化と雇用構造の変化にともない、労働者を生計の中心とする労働者世帯の増加はいちじるしいものがある。

昭和31年に全世帯の44.9%、900万世帯であつた労働者世帯（非農林業雇用者世帯）は、40年には1,500万世帯を超え、全世帯の58%を占めるにいたつた。一方、農林業世帯の全世帯に占める割合は25.6%から16%に減少している。

昭和30年頃からわが国の家族規模は急激な減少がみられ、その後毎年縮小の傾向を示しているが、40年の調査では労働者世帯人員は3.4人で農林業世帯に比べてかなり少なく、また31年より0.5人、37年より0.1人減少している。世帯構造も、夫婦のみの世帯と、それに未婚の子を加えて構成されるいわゆる核家族（基本世帯）の形態が中心となつていて、「厚生行政基礎調査（40年）」によれば、常用労働者世帯中これが60.2%を占めている。最近の核家族化の進行は一般的な傾向で、同じく、「厚生行政基礎調査」によれば全世帯中に占める核世帯は昭和30年の45.3%から40年には54.9%に増加している。

「就業構造基本調査」によつて労働者世帯の15才以上の世帯員（世帯主を含まない）の就業・不就業状態をみると、家事だけを行なう主婦や、学生などで全く就業していないものが過半数の67%を占めている。また一般世帯の平均世帯人員4.0人のうち、平均有業人員は1.6人である。これを農林業世帯（業主・家族従業者・雇用者）の15才以上世帯員（世帯主を含まない）のうち、不就業者3.4%また平均世帯員5.4人のうち平均有業人員2.9人に比べるとかなりの相違がみられる。

しかし、ここ数年来労働市場の変化などにもなる非就業層の労働力化が目

立ちなかでも女子の割合が大きい、「労働力調査」によつて労働者世帯の女子労働力率の推移をみると昭和37年から40年にかけて30歳以上のものの労働力率の高まりが目立っている。

Ⅱ 老後の生活

○ 老人人口

わが国人口の年齢構造は、昭和30年頃から次第に変化しはじめたが、その特徴の1つに高齢人口の増加が挙げられる。全人口の中に占める高齢人口(65歳以上)の割合は戦前から戦後にかけて4割台であつたものが40年には6.3割を占め、約620万人となつた。高齢人口は今後も増加をつづけ昭和50年には全人口中に占める割合が8.1割、60年には9.9割に高まるものと推計される。一方、高齢者世帯(男65歳以上、女60歳以上の者のみか、またはこれらに18才未満の者が加わつた世帯)も増加がいちぢるしく、40年には世帯総数の3.1割にあたる80万世帯に及んでいる。

○ 定年制度

企業定年制度の状況

近年、労働力不足の深刻化と寿命の延長傾向、人口構造の老齢化のすう勢などを背景として定年延期問題が労使間のみならず社会的にもつよい関心を持たれるようになった。

労働省「民間企業定年調査」によると規模5,000人以上の大企業ではほとんどが定年制をもっており、規模が小さくなるにしたがつて定年制のある企業の割合が減少するが、30人～99人の小規模の企業でも40%が定年制を設けている。

定年年齢については、定年制のきめ方(一律定年制・男女別定年制・労働別定年制・職種別定年制など)によつて相違するが、一律定年制の場合は、企業の規模にかかわらず55歳が最も多く70～80割を占めている。56歳以上の定年についてみると規模別に異なつた傾向を示しており、5,000人以上の規模の企業では56歳(11.4%)および57歳(8.6%)が多く60歳(2.9%)は少ないが、企業規模が小さくなるにしたがつて56歳、57歳よりも、60歳とするところが多くなり、30人～99人の規模では

60歳が18.9%を占めている。

定年到達者の状況

労働省「定年到達者調査—昭和39年—」によると、定年到達者のうち約7.3割は定年後も雇用労働者として就業し、約8割は自分で会社を経営したり、個人自営業を開業したり、または家業の手伝いなどを行なつている。残りの2.7割は、就業していないが、そのうち8.5割は働きたいが適当な職業がないため失業している者であり、残りの大部分は病気のため働けない者で、働く必要のない者は1割に過ぎない。定年後の就業者の収入を定年直前の収入と比較すると60～70%というものが最も多いが、収入の低下率は出身企業規模および出身職種別にそれぞれ特徴がみられ、5,000人未満の規模では管理職出身者、5,000人以上では労働者の低下率が大きい。

企業の行なう定年に関する対策

前述のとおり企業の定年年齢は55歳がもつとも多いが、定年制の運用にはかなりの弾力性がみられ、定年延長のほか(1)勤務延長制度(定年到達者をすぐに退職させず個別審査等をして退職時期を延長するもの)(2)再雇用制度(定年到達者を一旦退職させたうえで再雇用するもの)(3)他会社等への就職あっせん制度などの措置がとられている。

なお、昭和38年度中に定年に到達した者に対するこれらの適用状況をみると5,000人以上の規模の企業では3.4%が適用を受けたにすぎない。これに対し規模が小さいほど勤務延長者および再雇用者の比率が高まり、30人～99人の規模の企業では8.3%が自社に残留している。

このような雇用対策とならんで福祉対策として退職金制度がある。労働省「賃金制度調査」によつて退職金制度の普及状況をみると、規模500人以上の企業ではほとんどが実施している。また、種類別の退職金制度採用状況をみると、退職一時金制度のみを採用している企業が圧倒的に多く、一時金・年金の併用や選択は規模5,000人以上で3.7割、小規模になるにしたがつて少なく、1,000～5,000人では3割をいどである。なお、労働省「定年制調査」で、定年到達者の退職一時金および退職年金受給の状況をみる

と、定年到達者のほとんどが退職一時金を得ている。また、1,000人以上の規模の管理職出身者の35~45%、1,000人以上の規模の企業の職員出身者および5,000人以上の規模の労務者出身者の15~20%は退職年金を受けている。しかし、1,000人未満の規模の出身者および1,000人以上5,000人未満の規模の労務者出身者の場合は退職年金を受けている者は5%にすぎない。

○ 公的高齢年金

厚生年金保険の老齢年金は原則として20年以上の被保険者が60歳(女子と抗内夫は55歳)に達した後に退職した場合、または退職後に60歳に達した場合および在職中でも65歳に達した場合に支給される。昭和40年6月の改正により、給付額は月額3,500円(改正直前の年金受給者の平均)から月額1万円(平均標準報酬25,000円・資格期間20年の場合)に引き上げられた。社会保険庁調査によれば、40年に実際に支給された額は1件あたり90,642円(月額にして7,553円)となっており、30年の42,363円(月額にして3,530円)に比し2倍強に増額している。また40年の老齢年金受給権者は約16万9,000人で30年の約3,000人に比し50倍になっている。なお、被保険者期間が1年以上である者で老齢年金の受給権者としての期間を満たしていないものでも一定の要件に該当するものには通算老齢年金が支給される。

国民年金制度は20歳から60歳までの者で厚生年金保険に加入していない5人未満の企業に勤める者や、農林漁業及び商工業等の自営業者等、他の公的年金制度に加入していない人などを強制加入の対象とするものである。夫が厚生年金等の適用者である場合、妻は強制加入の対象ではないが任意加入によつて老後の保障を増強することができる。保険料納付期間は25年以上で25年間納付した場合の老齢年金額は6万円(月額にして5,000円)である。なお、昭和36年4月の制度開始時に31歳以上の者については年齢に応じて保険料納付は期間が10年から24年までに短縮されているがまだ受給者は生じていない。本制度にも通算老齢年金があるがまだ受給者は生じていない。

一方、昭和34年から実施された無拠出制の福祉年金(過去に年金制度に加

入していなかった者のうち、特に年金による保護を必要とする老齢・障害・母子の状態にあるものに対して保険料の拠出なしで支給される年金)のうち老齢福祉年金は70歳以上のものを対象とし15,600円(月額1,300円)が支給されるものである。40年の老齢福祉年金受給者は約252万人であるが、これは40年の70歳以上人口の70%に相当している。

○ 老後に対する態度

近年の急激な平均寿命の伸びにもかかわらず企業の定年年齢は55歳が大多数で、一般的に男子労働者は定年退職後なお20年に近い生活を送ることになる。わが国の現状では子供からの扶養、社会保障、自己収入(貯蓄、稼働)などが相互に補いあつて老後の経済基盤が確立されるものと考えられる。いわゆる核家族の世帯において子供が就職しはじめるのは世帯主の年齢が50歳~54歳に達してからが普通といえるが、55歳の定年後の世帯主の収入の低下期に子供の勤労収入で家族の生活を円滑に維持することが困難な場合が多い。毎日新聞社「産児調節に関する世論調査」によれば、一般に老後の生活について子供を頼りにしているものは次第に減少しているが、昭和40年の調査により職業別にみると子供を頼りにしていないものは知的・技術的職業従事者に多く、(約7割)また子供を頼りにしているものは、農・漁業および筋肉労働者・店員等に多い。(約6割)

また、国民生活研究所「家計主体のライフサイクルに関する実態調査(昭和40年)」によつて老後の生活設計の内容をみると、各年齢層とも「働けるだけ働く」ものがもっとも多く全体で73.5%を占めており、ついで「貯蓄や退職金をもとに生活する」ものが29.9%、「子供の世話になる」ものが20.0%となっている。ちなみに労働者世帯の貯蓄目的をみると「老後の生活のため」というのが各年齢層を通じ第3位で34.6%を占めているが、45歳以上の年齢層では老後の生活を意識しての貯蓄が特に多くなっている。

また、経済基盤の確立とともに住居の確保と円滑な人間関係が老後の生活安定に重要な意味をもつものである。労働者世帯の住宅種類別割合をみると、持家をもつもの(55.5%)、私営借家(23.0%)、給与住宅(12.7%)、公営借家(6.7%)となっている。(労働省)「勤労者財産形成政策基礎調査」また

「高齢者実態調査」によつて、子との同居意向をみると常用勤労者世帯では子と同居しているもののうち84%がこのまま暮らしたい、8%が自分(たち)だけで暮らしたい意向を示しており、別居している世帯では57.7%がいまのままだとよいとし、19.2%が子と一緒に暮らしたい意向を示している。

Ⅲ 不時の対策

家計に弾力のない労働者世帯においては、失業、疾病、災害等により世帯主の収入が得られなくなった場合に世帯主およびその家族の経済生活は挫折をまねくおそれがある。ことに近年のいちぢるしい経済の発展、社会の近代化のなかでこれらの不測の事故の態様にも変化がみられるところである。

労働市場では人手不足のなかで中高年齢層の就職難がみられるし、また技術革新等にとまらぬ労働力の需給の変化の問題も見逃せない。一般的に疾病の内容も変化がみられ死因の首位は成人病で占められるようになった。昭和40年の労働災害の状況をみると労働者1,000人中死亡は0.24、休業8日以上は15.35となつている。労働者世帯には限らないが不慮の事故の激増も重要な問題で、昭和40年には死因の第5位を占めている。なかでも交通事故が目立っているが、ちなみに40年の交通事故による死者をみると約12,000人のうち男では30歳～59歳のもので世帯の中堅とみられる層が40%近くを占めている。

このような不測の事故に当面した労働者世帯の弱点を補うために各種の社会保険が大きな役わりを果たしているので以下各社会保険、中小企業退職金共済制度等について紹介することとする。

① 失業保険

失業保険は被保険者が離職し、労働の意志と能力があるにもかかわらず職業につくことができない場合に、保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的としている。給付は賃金日額の $\frac{60}{100}$ で、最低180円から最高1,090円までの間となる。昭和38年の改正によつて、扶養加算の実施、転職訓練期間中の技能修得手当および寄宿手当の支給、傷病期間中における保険給付としての傷病給付金の支給など従来の制度にない大幅な改正が行なわれた。このうち扶養加算は、受給資格者に扶養親族がある場合、その者に支給される失業保

険金の日額は配偶者(内縁関係を含む)又は子(原則として18歳未満)の1人について各20円、その他の子(同前)について1人10円が加算されるものである。昭和40年末の被保険者数は約1,800万人で月平均の受給者は約60万人である。また、失業保険受給者人員のうち扶養加算を受けている者は月平均約20万人でこの扶養加算の対象となる被扶養者数は月平均約47万人であり、受給者1人あたりの被扶養者数は2.3人となつている。

② 労働者災害補償保険

労働災害補償保険は、労働者の業務上の負傷、疾病、廃疾、または死亡について、労働者またはその遺族に対して災害補償を行ない、あわせて労働者の福祉に必要な施設を設置することを目的としている。昭和40年6月に大幅な改正が行なわれ、このうち保険給付の年金化を主たる内容とする改正部分は41年2月から施行されたが、遺族補償費については従来の一時金を建前とする制度から、年金を原則とし補完的に一時金を支給する制度に改められた。遺族補償年金の受給資格者は、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた妻(内縁関係を含む)、一定の要件に該当する夫、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、受給権者の順位は法の定めるところによる。

労働災害の発生状況については昭和36年以降死傷件数等の頻度の面では漸減傾向を示しているが、他面40年には災害の大規模化の傾向がみられた。休業8日以上死傷者数は約40,900人でこのうち死亡者は約6,000人である。なお、39年度中に支払われた休業補償費は1日あたり556円、1件あたり休業日数は26日、遺族補償費支払件数は約6,200件で1件あたり98万円となつている。

③ 医療保険

医療保険制度の種類には、被用者保険である健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び各種共済組合制度と、地域保険である国民健康保険がある。「厚生行政基礎調査—昭和40年—」によれば常用勤労者世帯では86.6%が健康保険など被用者保険に加入している。

健康保険は5人以上の事業所に働く者を強制加入、5人未満の事業所に働くものを任意加入し、労働者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡、分べん及

びその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べんに対して保険給付を行なうことを目的としている。なお、このなかには、療養中の所得保障としての傷病手当金の給付もある。給付は標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ で、期間は原則として6カ月である。健康保険の扶養者は、被保険者の直系尊族、配偶者（内縁関係も含む）、子、三親等内の親族、内縁関係にある配偶者の父母、子などで被保険者により生計を維持するものをいう。なお、昭和39年の被用者保険適用者約5,280万人のうち被扶養者は2,920万人である。被保険者1人あたりの扶養者は年々減少し、政府管掌健康保険で104人、組合管掌健康保険で130人となっている。

なお、定年その他で被用者保険の被保険者でなくなった場合（1年間は任意継続することができる。）には、地域保険である国民健康保険に加入することとなるが、国民健康保険の医療給付の範囲は原則として被用者保険と同様であるが、世帯主については7割給付（被用者保険は10割給付）、家族については、昭和41年の改正で43年1月までに全地域で7割給付（現行は5割給付の場合が多い。なお被用者保険は5割給付）とすることとなった等多少の相違がある。今後の医療保険の課題は各制度の不均衡の総合調整であるとされているが、国民健康保険による100人あたり1年間の受診率（昭和40年・厚生省保険局調）の平均が2.62でこのうち60歳以上の層では3.31以上となっていることからみても定年後被用者保険から地域保険に移った場合の医療保障問題は老人病の増加傾向と相まって深刻であるといえよう。

○ 年金制度

年金制度は、老令、障害、死亡の事故について被保険者あるいはその遺族に対し、毎年一定額の給付を長期にわたって行ない安定した生活を保障することを目的としている。

ここでは厚生年金保険を中心にみるとする。（前述した老齢年金は除く）

障害年金は被保険者（第4種被保険者を除く）が業務外の原因で疾病にかかり又は負傷し、医師にかかつて3年目（又はなおつたとき）の状態が一定の廃疾の状態にあるときに支給される。年金額は原則として基本年金額と加給年金額を基準に算出される。（老齢・遺族年金も同じ）社会保険庁調査によれば昭

和40年の年金額は1件あたり76,257円となっており、また受給権者は約75,000人で30年に比し1.3倍となっている。

遺族年金は被保険者又は被保険者であつた者の配偶者（内縁関係を含む）、子、父母、孫又は祖父母であり被保険者又は被保険者であつた者の死亡当時本人によつて生計を維持していたもので一定の要件に該当するものに支給される。昭和40年6月の改正で、従来妻に対する遺族年金は夫が死亡したとき40歳以上でなければ受給資格がなく、さらに受給資格があつても55歳になるまでは支給が停止されていた制限が廃止された。また年金額については最低6万円が保障されることとなった。昭和40年の年金額は1件あたり63,626円で、受給権者は約375,000人となっている。

国民年金保険は、さきにのべた老齢年金のほか、母子、準母子、遺児、寡婦の年金給付を行なう拠出制によるものと、老齢福祉年金のほか障害、母子、準母子の福祉年金給付を行なう無拠出制によるものがある。このほか船員保険、各種共済組合についても老齢年金のほか障害、遺族（母子）年金の三種類を中心とした年金給付が行なわれる。

○ 中小企業退職金共済制度

この制度は中小企業においては企業が単独では退職金制度を創設しがたい実情にあるため、中小企業相互扶助の精神に基づいて国の援助によつて退職金共済制度を確立したものである。この制度には、主として常用労働者を対象として中小企業退職金共済事業団が運営する制度（一般の制度）と建設業の期間雇用者を対象として建設業退職金共済組合が運営する制度（特例制度）とがある。昭和40年末の被共済者数は一般の制度で約958,000人、特例制度で約444,000人となっている。

○ 事業内ホームヘルプ制度

勤労者家庭のための家事援助制度として労働省が設けたもので、制度の内容は、事業場、中小企業協同組合等が、福利厚生事業として一定の養成訓練をうけたホームヘルパーを雇用しておき、従業員家庭において、主婦の病氣、出産等のために家事運営にさしつかえる場合には、無料または、低率の利用料でホームヘルパーを家事援助に派遣するというものである。

ホームヘルパーの養成講習は、国の補助によつて、都道府県が行なつており、昭和40年度には12の都道府県で実施された。

なお、昭和41年9月現在、本制度の実施事業場は全国で215事業場である。